

令和5年度松田町スポーツツーリズム推進委託仕様書

1 業務名

令和5年度松田町スポーツツーリズム推進委託

2 業務の目的

松田町（以下「当町」という。）では、令和4年度よりスポーツツーリズムを推進するため「松田町スポーツコミッション」を設立した。

本業務は、スポーツツーリズムの推進に向け、スポーツを通じた合宿誘致、新たな町への来訪者の創出、移住関心層に向けた新たな魅力を創出やスポーツを通じて当町の魅力やライフスタイルを町内外に発信するイベント企画を実施し、当町がもつ地域資源の活用及びポテンシャルの拡大を目指すなど、スポーツを核とした持続可能なまちづくりの推進することを目的とする。

3 実施業務内容等

(1) 業務内容

①スポーツコミッションに関する事業

合宿誘致や地域住民が交流できる場を創出し、スポーツを通じて地域内での協力や連帯感が醸成され、地域全体の経済循環を図るため、当町にあるスポーツ施設の有効活用方法等の実証実験を実施する。

②中学生の部活動の地域移行のモデル事業

松田町立松田中学校の運動系部活に所属する生徒を対象に、プログラムを通じて、地域のコミュニティの活性化と子供達の健全な成長を促進する為のモデルを企画、実施し、地域移行を実現させるための土壌を醸成すること。

③スポーツによる地域活性化プロモーション及びイベント企画の実施

スポーツを通じて、地域にある資源のシティープロモーション作成、町の魅力をPR及びSDGs、社会課題解決に関連するイベント企画、実施を図ること。

またスポーツを通じた人間力育成及び当町を代表とする地域活性をテーマとし人材育成事業を行うこと及びスポーツを体現できる機会を創出すること。

④スポーツによる町づくり計画(スポーツツーリズム推進計画)の策定

2024～2026年度までの3か年のスポーツを核とした持続可能なまちづくりの計画を策定すること。

⑤本仕様書に定めるもののほか、その他、目的達成に資する提案事業

(2) 業務に際し注意事項

- ①イベントの企画、デザイン、写真撮影、取材、原稿データの作成、編集、校正、印刷等制作にかかる全ての業務。
- ②事業実施に際して施設や人物等への取材協力、調整。その際に、使用料や出演料、謝礼の支払いが必要となった場合は受託者が負担すること。
- ③業務に必要な資料の収集や写真撮影は受託者が行うものとする。当町が既に所有する資料は当町から提供する。
- ④業務の実施にあたっては、当町と十分内容についての協議を行うこと。

4 成果品

成果品は以下のとおりとし、納入場所は松田町教育委員会教育課とする。

- (1) 業務内容①～⑤に関する報告書 (10 部提出)
- (2) その他、当該業務において使用した画像データ等の素材

5 留意事項

- (1) 業務の成果品の所有権、著作権等は全て当町に帰属するものとし、受託者は当町の許可なく調査の結果を公表し、若しくは貸与し、又は他の目的に使用してはならない。
- (2) 報告書等に使用するイラスト、写真、その他の資料等について、第三者が権利を有する著作権である場合には、著作権その他知的財産権に関して必要な手続きを行い、使用料等の負担及び責任は受託者において負うこととする。
- (3) 本業務の遂行時は常に中立性を保ち、業務上知り得た内容について第三者に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- (4) 受託者は、委託業務に関連して取得した個人情報を、個人情報の保護に関する諸法令、松田町個人情報保護に関する法律施行条例(令和4年松田町条例第19号)およびガイドライン等に定めるところにより適切に取扱うものとする。
- (5) 本仕様書に明記されていない事項又は業務上疑義が生じた場合は、双方協議の上、誠意をもって対応するものとする。